

教 育 行 政

1 教育委員会委員

大分市教育委員会は5人の委員で組織する合議制の執行機関である。教育委員は市長が議会の同意を得て任命する。委員の任期は4年で、委員長は委員のうちから選任され、委員会の会議を主宰し、委員会を代表する。教育長は委員のうちから教育委員会が任命し、教育長は委員会の指揮監督の下に、委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。



若 杉 委員長



高 橋 委 員
(委員長職務代理者)



角 山 委 員



小 林 委 員



足 立 教 育 長

(H22.8.1 現在)

職 名	氏 名	就任年月日	委員現任期
委 員 長	若 杉 順 子	H15.5.14	H19.5.14～H23.5.13
委 員 (委員長職務代理者)	高 橋 英 子	H19.5.8	H22.6.28～H26.6.27
委 員	角 山 光 邦	H19.12.17	H21.7.8～H25.7.7
委 員	小 林 達 也	H20.3.26	H20.7.9～H24.7.8
教 育 長	足 立 一 馬	H19.5.14	H19.5.14～H23.5.13

2 歴代教育委員・教育委員長・教育長（6市町村合併後）

教育委員

氏名	期間
中山 宏男	38.3.10~38.5.3(暫定委員)
	38.5.4~42.5.3
	42.5.12~46.5.11
	46.5.12~50.5.11
	50.5.14~54.5.13
	38.3.10~38.5.3(暫定委員)
	38.5.4~42.5.3
	38.3.10~38.5.3(暫定委員)
	38.3.10~38.5.3(暫定委員)
	38.5.4~39.12.25
阿部 本生	38.5.4~41.5.3
	38.5.4~39.5.3
	39.6.11~43.6.10
	40.2.2~40.5.3
	40.5.4~44.5.3
	44.5.4~48.5.3
	48.5.4~52.5.3
	41.5.4~45.5.3
	45.6.20~49.6.19
	42.5.12~46.5.11
一丸 伍兵衛	43.6.22~47.6.21
	47.6.22~51.6.21
田北 豊	46.5.12~50.5.11
	50.5.14~54.5.13
佐々木 智英	54.5.14~58.5.13
	49.6.22~53.6.21
	53.6.22~57.6.21
	57.6.28~61.6.27
	61.6.28~2.6.27
	51.7.9~55.7.8
	55.7.9~59.7.8
	52.6.30~56.6.29
	56.6.30~60.6.29
	54.5.14~58.5.13
小田 ヨシ子	58.5.14~62.5.13
	62.5.14~3.5.13
	3.5.14~5.5.31
矢津田 二男	59.7.9~63.7.8
	63.7.9~4.7.8
安東 裕	60.7.8~元.7.7
	元.7.8~5.7.7
小野 今朝雄	2.6.28~6.6.27
	6.6.28~10.6.27
鳴津 義久	3.5.14~7.5.13
	7.5.14~11.5.13
	11.5.14~14.3.31

氏名	期間
田北 昭二	4.7.9~8.7.8
	8.7.9~12.7.8
吉川 真理子	5.6.25~7.5.13
	7.5.14~11.5.13
	11.5.14~15.5.13
清瀬 和弘	5.7.8~9.7.7
	9.7.8~13.7.7
御沓 義則	10.6.28~14.6.27
橋本 量太郎	12.7.9~16.7.8
	16.7.9~20.1.15
赤峰 弘三	13.7.8~17.7.7
岡本 龍治	14.4.1~15.5.13
	15.5.14~19.5.13
秦政 博	14.6.28~18.6.27
	18.6.28~19.5.7
若杉 順子	15.5.14~19.5.13
	19.5.14~
神足 博美	17.7.8~19.12.3
高橋 英子	19.5.8~22.6.27
	22.6.28~
足立 一馬	19.5.14~
角山 光邦	19.12.17~21.7.7
	21.7.8~
小林 達也	20.3.26~20.7.8
	20.7.9~

教育委員長

氏名	期間
中山 宏男	38.5.4~53.7.3
田北 豊	53.7.4~58.5.13
佐々木 智英	58.5.19~2.6.27
矢津田 二男	2.6.30~4.7.8
小野 今朝雄	4.7.9~10.6.27
鳴津 義久	10.6.29~14.3.31
吉川 真理子	14.4.1~15.5.13
橋本 量太郎	15.5.14~20.1.5
若杉 順子	20.3.26~

教育長

氏名	期間
春山 庫喜	38.3.10~38.5.3
	38.5.4~39.12.25
池見 喬	40.2.2~52.5.3
松本 喜義	52.6.30~60.6.29
安東 裕	60.7.8~5.7.7
清瀬 和弘	5.7.8~13.7.7
御沓 義則	13.7.8~14.6.27
秦政 博	14.6.28~19.5.7
足立 一馬	19.5.14~

3 大分市教育ビジョン（平成20～28年度）

（1）基本理念

思いやる豊かな心と生きがいをはぐくむまちづくり

（2）基本目標

〈めざす人間像〉

- 夢と希望をもち 「生きる力」をはぐくむ たくましい子ども
- 生涯を通じて 自ら学び生きがいをはぐくむ 心豊かな大分市民

市民がともに手をたずさえながら、希望にあふれ、人も地域も、そしてまち全体も元気な大分市を築いていく、それが私たち大分市民のめざすまちの姿です。

このようなまちを築くためには、次代を担う子どもたちを健やかに育てることが大切です。さらに、大人一人ひとりが、かけがえのない子どものためのかけがえのない存在となるよう、生涯を通じて主体的に学ぶことが重要です。

そのためには、市民協働のもと、主体的な学びを支援する教育環境の整備充実を進めることが必要です。

そこで、本教育ビジョンでは、以下の4点を教育の基本目標とし、教育行政における施策を展開します。

〈基本目標〉

- ① 幅広い知識や教養、豊かな人間性、健やかな体をはぐくむ。
学ぶ楽しさを実感し、幅広い知識や教養をはぐくむとともに、感動する心や命を尊ぶ心などの豊かな人間性、心の成長を支える健やかな体をはぐくむ教育を展開します。
- ② 個性を發揮するなか、創造性、自立・自律の精神を養う。
個に応じた教育の充実を図るなか、新しいものを生み出す創造性や社会の一員としての使命・役割を自覚し、自らを律しつつ、社会的に自立する人間をはぐくむ教育を推進します。
- ③ 自他の人権、公共の精神を尊び、社会発展に寄与する態度をつちかう。
一人ひとりの人権意識を高め、人権問題の解決に積極的に取り組むとともに、自分自身が社会づくりの主体であるという自覚と行動力をもち、公共の精神を尊重し、互いに協力しつつ、社会発展に寄与する態度をはぐくむ教育を推進します。
- ④ 郷土の自然、伝統・文化を大切にする心をはぐくむ。
国際的視野に立ち、主体的に行動しようとする態度をはぐくむとともに、郷土やわが国の自然や歴史、伝統・文化を大切にする心をはぐくむ教育の充実を図ります。

（3）指標

この計画において、市民と教育行政とが協働して取り組むさまざまな具体施策の進ちょくについて、市民に分かりやすく示すため、計画の中間年度である平成23年度と最終年度である平成28年度にめざす姿としての指標を設定します。

なお、この指標は、今後の事業の進め方や予算措置を拘束するものではありませんが、具体施策の進ちょく状況の努力目標として活用します。

（4）評価

指標として示したことを中心に、年度ごとにその進ちょく状況について、評価し、その展開の仕方について、必要な見直しを図ります。

(5) 平成22年度大分市学校教育指導方針

自ら学び、自ら考える力などの生きる力をはぐくむ学校教育

未来を切り拓く
心豊かでたくましい子どもの育成

個性を發揮し、夢と希望をもって、
主体的、創造的に生きる子どもの育成

生涯にわたって学びつづける
基礎を身に付けた子どもの育成

**「確かな学力の向上」・「心の教育の充実」・「健やかな体の育成」を
バランスよく推進**

創意工夫を生かした
特色ある学校づくりの推進

開かれた学校づくり、
信頼される学校づくりの推進

- ◆子ども、保護者との搖るぎない信頼関係を基調とした教育力（学校力）の強化
- ◆教育理念や教育方針に基づいた自主的・自律的な学校運営の確立
- ◆家庭・地域の教育力を生かす教育活動の充実

平成22年度 重要課題**◆ 小中一貫教育の推進 ◆**

平成23年度市内全中学校区における小中一貫教育の展開
に向け、学校、地域の実情に応じた小中連携の取組の強化

◆ 確かな学力の定着・向上 ◆

基本的な学習習慣や生活習慣の確立を図り、
確かな学力の定着・向上を目指す指導の充実

◆ 学級としての機能の充実を図る指導の徹底 ◆

一人一人の個性を生かすとともに、学級
としての機能の充実を図る指導の徹底

◆ 豊かな心をはぐくむ教育活動の充実 ◆

家庭や地域社会との連携を深め、規範意識や
倫理観と豊かな人間性や社会性等、豊かな心
をはぐくむ教育活動の充実

◆ 意欲的な読書活動を促す指導の充実 ◆

学校図書館の積極的な活用及び意欲的な
読書活動を促す指導の充実

◆ 体力の向上と心身の健康の保持増進 ◆

体力の向上及び心身の健康の
保持増進に関する指導の充実

◆ 情報の積極的な収集・発信 ◆

学校公開、学校ホームページ等を通じた
情報の積極的な収集・発信

◆ 危機管理体制及び相談体制の確立 ◆

人権と生命の尊重を基盤とし、子どもの安全・安
心を重視した危機管理体制及び相談体制の確立

◆ 学校評価の取組の充実 ◆

学校運営の改善と発展を目指す学校評価の充実

(6) 重点施策の体系



4 組織機構と事務分掌

